

フリーランスに係る取引適正化のための法制度の方向性に対する意見

2022年9月27日
一般社団法人新経済連盟

【総論】

フリーランス人口の増加に伴い、起業する者のほか、副業・兼業でフリーランス活動を行う者がさらに増え、その結果として個人単位での経済活動が活発になることが期待される。その一方、フリーランスとの契約におけるトラブルを抱える者も増えるものと予想されることから、契約ルールを定めてトラブルを少しでも減らすというフリーランス活動の環境整備の趣旨については理解する。しかし、発注者に過度な負担を強いることにより、かえってフリーランスへの発注を委縮させることのないように制度設計を工夫されたい。

また、これまでの議論の経過や内容が明らかにされておらず、政策決定プロセスが不透明である。オープンな場で広く関係者から意見を聴くなど、公開の議論の場を設けられたい。その上で、以下の各論で指摘するとおり、具体的な内容が明確でない部分が多々見受けられるため、当該公開の議論の場において関係者と十分な議論を尽くすべきである。

なお、フリーランスへの業務委託は、専門性が高く直接雇用の採用が難しい業務のほか、委託する業務が断続的又は一時的に発生するなど、前提として事業者側の状況に応じて変化が見込まれるケースも少なくないと考える。詳細な制度設計に当たっては、事業者側の合理的な事情も十分に加味することが重要であることも付言する。

【各論】 ※以下、全て「2 方向性」に関する意見である。

1. 柱書について

(1) フリーランスの定義について

フリーランスの定義を「業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者」とされているが、自然人と個人事業主という理解でよいか。

(2) 対象となるフリーランスの範囲について

フリーランスの中でもアシスタント等(名称は問わない)がいる者(給与・謝礼など、形を問わず当該アシスタント等に何らかの対価を払っている者)は対象に含まれるのか否かを明らかにされたい。

また、対象となるフリーランスの範囲について、外国人のフリーランスや海外在住のフリーランスは法案の保護の対象となるのか。

2. 「(1) (ア) ①業務委託の際の書面の交付等」について

(1) 「業務委託」の範囲について

文書内では「業務委託」とされているが、具体的にどのような契約形態に新法を適用

するのかを明確にされたい。

なお、契約形態（請負契約、委託契約）により適用すべき規律が異なることが想定されるため、一律の規制は望ましくないと考えており、民法上の契約形態別に制度設計を工夫することが必要である。

(2) 書面／電磁的記録の交付について

「電磁的記録の提供」として許容される方法は何かを明確にされたい。例えばストレージサービスを通じて契約条件を記したファイルのやり取りでも可能なのかを明らかにされたい。また、記載事項を記した書面／データは、署名押印（又は電子署名）が必要なのかも併せて明らかにされたい。

なお、通知内容の適正明示がなされていることを前提に、通知方法は目的を達成する中である程度柔軟であることが望まれる。

(3) 記載事項について

「記載事項」及び「追加記載事項」のそれぞれにある「等」について、どのような事項を想定しているのかを明確にされたい。

また、「追加記載事項」にある「契約の終了事由」は、契約期間の満了も含まれているのか。

(4) 「一定期間以上の間継続的に」について

「一定期間」とは具体的にどのぐらいの期間を指すのか。

また、「継続的に」の定義を明らかにされたい。その際、これら2つの用語は解釈の仕方によっては同語反復の感があるところ、具体的にどういったケースを指すのかを明確にされたい。

(5) ※印の記載について

この項目のみ、いわゆるフリーランス同士の契約についても適用する趣旨の文言が記載されているが、ほかの項目はフリーランス同士の契約には適用しないという理解でよいか。

3. 「(1) (ア) ② 契約の中途解約・不更新の際の事前予告」について

(1) 30日前予告ルールについて

「原則として」とあるが、例外に該当するケースをどのように想定しているのかを明らかにされたい。

(2) 契約終了理由の明示について

契約の終了事由の明示について記載があるが、理由明示の方法は法定されるのかを明らかにされたい。する場合、どういう方法かも併せて明らかにされたい。

4. 「(1) (イ) ② 募集に応じた者への条件明示、募集内容と契約内容が異なる場合の説明義務」について

(1) 募集時の表示について

情報提供の際は、「その情報等を正確・最新の内容に保ち（以下略）」とあるが、情報が変更された場合、リアルタイムで更新する必要があるのか、又はリードタイムが許されるのかを明らかにされたい。

(2) 募集時と異なる内容で契約する場合について

方向性2（1）（ア）に従って明示した事項と異なる内容で業務委託をする場合にはその旨を説明しなければならないとされているが、説明の方法は法定されるのか、する場合、どのような方法かを明らかにされたい。

5. 「(1) (ウ) 報酬の支払に関する義務」について

(1) 「役務等の提供を受けた日」の起算点について

「役務等の提供を受けた日」の起算点はどうかを明らかにされたい。その際、契約形態（請負、委託等）で異なるのかを明確にされたい。

なお、請負契約の場合、仕事の完成が契約の本旨であるため、起算点に留意が必要であると考える。

(2) 「60日」について

解約予告等（2（1）（ア）②）の30日と違い、こちらは例外を認めないという理解でよいかを明らかにされたい。

なお、業務委託契約を多く交わしている大規模な事業者の場合、法令遵守のためにフリーランス毎に役務等の提供日を記録管理し、その60日後の期限を管理した上で支払いをする必要が生まれ、多大なコストを要することから、役務等の提供日が含まれる月の翌々月の末日まで等、事業者側の実際の運用を踏まえた上で検討を進められたい。

また、委任契約型の契約の場合、一定程度継続した契約関係になるケースが一部想定されるので、60日の枠にとらわれない方がよいのではないかと考える（例えば事実上期間の定めのない契約の場合、合理的な期日・回数（例えば月1回、毎月特定の期日）で報酬を支払うなどのケースがあり得る。）。

6. 「(1) (エ) フリーランスと取引を行う事業者の禁止行為」について

④に「通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること」とあるが、どのような判断基準（考え方）を設けるのかを明らかにされたい。

なお、フリーランスでも個人によって技能・知見に差があることが想定されることから、仮に「通常相場」があったとしても、それだけを基準に報酬額を決定できるわけではないことに留意が必要である。

7. 「(1) (オ) 就業環境の整備として事業者が取り組むべき事項」について

②に「必要な配慮をするもの等とする」とあるが、「必要な配慮」とはどういった内容

で、どの程度行うことが必要なのかということや、「等」とは何を想定しているのかを明らかにされたい。

なお、業務委託は、求める成果に対して報酬を支払うことが中心となることを前提として制度設計が行われるべきである。請負契約において仕事を完成できない場合（委任契約の場合は業務を遂行できない場合）、発注者の損害が大きく、場合によってはその損失補償が必要となることに留意が必要である。そのため、発注者の実態をよく見極めた上でのルール設定をすべき。

8. 「(2) 違反した場合の対応等」について

遵守事項に違反した場合は行政上の措置がとられることが明記されているが、現在の案では具体的な対象行為と措置の内容が明確でない以上、事業者の予測可能性に著しく欠ける。具体的にどのような行為に対して、どのような措置がとられるのかを明確にされたい。

なお、方向性案2（1）（オ）における出産・育児・介護と業務の両立への配慮に関する行政上の措置については、事業者の合理的な対応を妨げることのないよう、さらなる議論が必要である。

9. その他

フリーランスの契約ルールの検討と並行して、労働市場の流動化・ミスマッチ解消の観点から、政府としては、解雇規制の緩和などを含めた労働市場の課題に対する検討が引き続き必要と考える。

以上